

## 平生町調査・設計等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、平生町が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託（以下「調査・設計等業務委託」という。）の契約の締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 競争入札により実施する調査・設計等業務委託で、予定価格が5,000万円以上のものとする。

### (最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となったもののうち、同表①から④までに掲げる額の合計額を端数調整した額（10万円未満を切り上げ）とする。

ただし、その上限額及び下限額は以下のとおりとし、上記により算出した端数調整前の合計額が上限額を超過した場合は上限額を、下限額に満たない場合は下限額を端数調整した額を最低制限価格とする。

#### (1) 測量業務及び地質調査業務以外に係る契約

- ① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.1
- ② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6

#### (2) 測量業務に係る契約

- ① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.2
- ② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6

#### (3) 地質調査業務に係る契約

- ① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.5
- ② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の3分の2

委託業務の種類	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

(最低制限価格の決定)

第4条 入札執行者は、開札日までに第3条に定める方法により最低制限価格を決定のうえ、最低制限価格決定調書に記載し、封入・封印しておくものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札執行前に周知する。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。